「だ」のモダリティ性について

- 事実確認的発話と行為遂行的発話の対立から-

今田 水穂

キーワード:コピュラ、判定詞、モダリティ、事実確認的発話、行為遂行的発話

1. はじめに

「だ」は名詞述語文の述部などに現れる助動詞である。名詞述語文の中には、「だ」の有無で意味・機能が変わるものが存在する。次の例では、(1)は山田さんが幹事であるという事実を確認しているだけだが、(2)では山田さんを幹事にするという取り決めが行われている。

- (1) A: 山田さんが幹事だね。
 - B: そうだね。
- (2) A: 山田さんが幹事ね。
 - B: いいよ。

(1) と (2) の違いは、Austin(1962)の言うところの事実確認的発話と行為遂行的発話の区別によって説明することができる。前者は事実確認的発話の例であり、後者は行為遂行的発話の一種である宣言の例である。一般に、名詞述語文が宣言のために用いられる場合には「だ」をつけることができず、「だ」をつけると事実確認的発話になる。それと呼応して、(1) と (2) では「ね」の機能にも違いが見られる。「ね」は聞き手の同意や承認を求める場合などに用いられる文末形式だが、(1) では山田さんが幹事であるという事実の真偽を聞き手に確認するために用いられており、(2) では山田さんを幹事にするという取り決めについて聞き手の承認を得るために用いられている。

本稿では、「だ」の有無による名詞述語文の意味、機能の違いを記述し、「だ」の有無と文の発語内行為の間の相関が、措定文、指定文、ウナギ文、一語文など、広範な名詞述語文の事例において見られることを示す。また、文の発語内行為の違いが、「だ」の生起可能性に影響するのみならず、「う」「ね」「か」など多くのモダリティ要素に機能的な両面性をもたらしていることを示す。最後に「だ」が事実確認的発話であることを表示するようなモダリティ的意味を持つか否かについて検討し、「だ」は事実確認的発話にしか生起しないものの、「だ」自体が事実確認的発話を表示する形態であるとは言えないという仮説を提案する。

2. 先行研究

2.1 Austin(1962)の発話行為論

Austin(1962)は、発話には何らかの事実を陳述するようなものばかりではなく、発話によって何らかの行為を行うようなものもあることを示し、前者を事実確認的(constative)な発話、後者を行為遂行的(performative)な発話と名付けた。行為遂行的発話には、少なくとも次のようなものが含まれる。

- (3) a. 'I do (sc. take this woman to be my lawful wedded wife)'—as uttered in the course of the marriage ceremony.
 - b. 'I name this ship the Queen Elizabeth'—as uttered when smashing the bottle against the stem.
 - c. 'I give and bequeath my watch to my brother'—as occurring in a will.
 - d. 'I bet you sixpence it will rain tomorrow'

Austin(1962, ch.1)

行為遂行的発話は、文を発話すること(発語行為)によって、契約や宣言といった別の行為(発語内行為)を行っているのであるが、Austin(1962)はさらに事実確認的発話によって陳述することも発語内行為の一種であるとして、これらの発話を一般化する。しかし本稿では、そのような一般化は問題とせず、記述的なレベルにおける事実確認的発話と行為遂行的発話の区別のみを問題とする」。

2.2 杉浦(1991)のウナギ文研究

杉浦(1991)は、名詞述語文の一種であるウナギ文について、「だ」の有無で文の適格性に違いが生じる場合があることを指摘し、その違いを Austin(1962)の事実確認的発話と行為遂行的発話の違いによって説明している。「だ」の有無で文の適格性に違いが生じる場合とは次のような状況であり、(4a,b)は自然だが、(4c)は横柄な印象を与え、(4d,e)は不適格であるとしている。

(4) (喫茶店で注文する場合)

- a. コーヒー。
- b. コーヒーね。
- c. コーヒーだ。
- d. コーヒーだね。
- e. コーヒーです。

杉浦(1991)

¹ Austin(1962)は、事実確認的発話、行為遂行的発話の区別と、発語行為、発語内行為に基づく分析は、特殊理論と一般理論の関係にあるとしている。

杉浦(1991)はこの違いを説明するために、「だ」は断定の意味を担い、事実確認的発話でしか使用できないという仮説を立てる。この仮説によると、注文という行為を遂行する場面では、(4a, b)のような「だ」を含まない文は行為遂行的発話として自然に使用することができるが、(4c-e)のような「だ」を含む文は事実確認的発話として解釈され、何を注文するかは前もって決まっている事柄であるというような含みを持つため、横柄な印象を与えたり不自然になったりするのだと説明される²。

杉浦(1991)は上記の考察から、ウナギ文は述語の省略によって成立するのであって、さらに「だ」の付加によって断定の意味が加わることは別の問題であるとして、奥津(1978)の述語代用説に対して述語省略説を主張する。本稿では、「だ」の有無による文の意味機能の違いが、ウナギ文の統語理論上の取り扱いについてどのような帰結をもたらすか、といった問題には立ち入らない。本稿との関連においては、杉浦(1991)の研究は、「だ」の有無による文の意味機能の違いを、Austin(1962)の事実確認的発話と行為遂行的発話の区別と結び付けて説明した、という点において重要である。

3. 名詞述語文の類型と「だ」の有無

「だ」の有無によって生じる文の意味、機能の違いは、ウナギ文に限らず名詞述語文一般に広範に見られる。三上(1953)は日本語の名詞述語文を措定、指定、端折り(いわゆるウナギ文)の三種に分類した。指定文「A が B だ」は倒置して「B は A だ」と言い換えることが可能であるとされており、現在では倒置指定文(西山 2003)と呼ばれている。以下に措定、指定、倒置指定の例を示す。

(5) 措定と指定

a. 措定文 田中は医者だ。

b. 指定文 田中が医者だ。

c. 倒置指定文 医者は田中だ。

「だ」の有無による文の意味、機能の違いは、これら三種の文のいずれにも観察される。以下では、「ね」の機能の違いを、「だ」の有無による文の意味、機能の違いを確認するためのテストとして用いる。(6a, 7a, 8a)は、田中が医者であるという事実を叙述する事実確認的発話であり、「ね」はその事実の真偽を聞き手に確認するために用いられている。一方、(6b, 7b, 8b)は、田中を医者にすると宣言し、取り決めを行う行為遂行的発話であり、「ね」はその取り決めの承認を聞き手に求めるために用いられている。(6b, 7b, 8b)は、女性語としては事実確認的に用いられることもあり得るが、そのような場合については本稿では問題としない。

 $^{^2}$ 実際に、既に決まっている注文を確認するような場合であれば(4d)や(4e)を使用することは可能であり、特に横柄な印象は与えない(e.g. 「きみはコーヒーだね」「はい、コーヒーです」)。

(6) 措定文a. 田中は医者だね。b. 田中は医者ね。(7) 指定文a. 田中が医者だね。b. 田中が医者ね。

(8) 倒置指定文 a. 医者は田中だね。 b. 医者は田中ね。

しかしながら、あらゆる種類の名詞述語文について、「だ」の有無によるバリエーションが観察可能であるというわけではない。例えば、(倒置)同一性文(西山 2003)と呼ばれる名詞述語文においては、「だ」を伴わない行為遂行的な文というものは想定し難い(=9,10)。これは、二つの事物の同一関係は、話し手が勝手に取り決められるものではないという言語外の条件に制約されているものと考えられる。。

(9) 同一性文 a. この男が田中だね。 b. *この男が田中ね。

(10) 倒置同一性文 a. 田中はこの男だね。 b. *田中はこの男ね。

情報構造という観点から見ると、(6)や(8)は主題文(後項焦点文)であり、(7)は総記文(前項焦点文)であるが、どちらの場合も「だ」の有無による意味の違いは観察される。しかし中立叙述文(全体焦点文)4においては、「だ」を伴わない行為遂行的な文は想定し難い(=11)。これも、中立叙述文は通常、眼前の状況の描写など、いわゆる場面レベル叙述(stage level predicate)のために用いられるものであり、そのような状況は話し手が勝手に取り決められるものではないということと関係しているものと考えられる。

(11) 中立叙述文 a. あっ、家がドーム型だね! b. *あっ、家がドーム型ね!

このように、行為遂行的な文を作れるか否かについては一定の制約が課される場合が観察されるものの、基本的には、二つの事物や概念の間の関係を話し手が独自に取り決めできるような状況においては、「だ」の有無によって文の意味、機能に違いが生じる。最後に、少し変わった事例についても見ておくことにしたい。大和(2009)は「だ」と「ね」の使用に関する次のような興味深い事例を提示している。

(12) 今日はお客さんがくるから、ちゃんと部屋を掃除しておいて (ください)。 お願い{*ですね/*だね/ね}。

大和(2009)は、「ね」は聞き手の管理下にある(べきである)情報を表示し、情報の共有の確認・促しを示す機能があるという滝浦(2008)の分析を援用し、「だ」「です」で断定しておきながら相手に共有の確認・促しをするのは意味機能的に不整合を生じるため、「だね」

 $^{^3}$ (9b)、(10b)は、「田中」が芝居の役名であるような場合には可能となるが、ここでは問題としない。 4 名詞述語文に中立叙述型の文があることは、新屋(1994)、天野(1998)、砂川(2005)などを参照。(11)の例は、新屋(1994)で用いられた例を改変したものである。

「ですね」は使用できないと分析している。一方、「お願いね」が言える理由については、「だ」「です」がないため意味的な不整合が回避されることと、「よ」を用いるとフェイス 侵害度が高いために「ね」が用いられる場合があること (宇佐美(1997)の「発話緩和」5)を理由として挙げている。

本稿の考え方では、「お願いだね」「お願いですね」は直前の発話内容が話し手から聞き手に対するお願いであることを示す(強調する)事実確認的発話であり、これは話し手の側に属する情報であるため、聞き手の側に属する情報を示す「ね」とは意味的に衝突する(これが話し手のお願いであるという事実について、聞き手に確認を求めたり同意を求めたりするのは奇妙である)のだと分析する。一方、「お願いね」については、発話によって話し手から聞き手にお願いをする行為遂行的発話であり、「ね」は事実関係の確認を求めているのではなく、依頼成立の同意や承認を求めているので意味的に衝突しないのだと分析する。前者については大和(2009)の意味機能的な不整合という考え方とほぼ同様だが、後者については「発話緩和」のような用法の一種と見なす必要はなく、まず文が行為遂行的発話であることに注目すべきであると考える。ここで示した考え方であれば、後者の例についても「ね」は同意要求や承認要求といった聞き手の側に属する情報への言及という機能の枠内で説明を与えることが可能である。

4. 事実確認的発話と行為遂行的発話

事実確認的発話と行為遂行的発話の区別が、日本語のモダリティ体系全体にどのように 影響するのかについて考えておくことにしたい。益岡(1991)は、文の表現類型として演述型、 情意表出型、訴え型、疑問型、感嘆型の五種を設定している。

【表1】益岡(1991)の表現類型

表現類型	対話文	非対話文
衣先短空	对	<u> </u>
演述型	猫が血まみれになって家に戻ってき	遠くの方で犬の鳴く声が聞こえた。
	たんだ。	
情意表出型	感情・感覚系	感情・感覚系
	悲しいね。	どうしようもなく淋しい。
	意志系	意志系
	二階へ持っていきます(表明)	このことは早く忘れよう。
	~にあたってみましょう(申し出)	
訴え型	命令・依頼系	
	先に寝てくれ。	
	勧誘系	
	てきぱきと動こうぜ。	
疑問型	あなたはどちらを応援してるの?	ヤマトは卒業後、一体どうするつも
		りでいるのだろう。
感嘆型		きれいな花だなあ。

 $^{^5}$ 「まだー、あのー、(話題主の)長女が 23 歳なんですね」(字佐美 1997, p.252)のような「ね」の用法で、話し手の側に属する情報でありながら「ね」が用いられる。

事実確認的発話、行為遂行的発話の区別から見ると、これらの表現類型は次のように再構成することができる。

【表2】発話の種類に基づく表現類型の再分類

発話の種類	表現類型	疑問型	感嘆型	
事実確認的	演述型	0	0	
	情意表出型感情・感覚系	\circ	\circ	
行為遂行的	情意表出型意志系	\circ	X	
	訴え型	\circ	×	

演述型と訴え型は、それぞれ事実確認的発話と行為遂行的発話に分類される。情意表出型は、感情・感覚系は話し手の感情・感覚を叙述するものであって事実確認的であるが、意志系は単に話し手の意志を叙述するわけではなく、宣言や申し出といった行為を行うものであるので行為遂行的発話である。疑問型や感嘆型は、他の三つの表現類型と相補的関係にあるものではない。演述型、情意表出型、訴え型のそれぞれについて対応する疑問型を想定することが可能であり、また演述型と情意表出型感情・感覚系については対応する感嘆型を想定することが可能である。

(13) a. 演述型

猫が血まみれになって家に戻ってきたのか?

b. 情意表出型感情・感覚系 悲しいのか?

c. 情意表出型意志系

~にあたってみましょうか? (申し出)

d. 訴え型

先に寝ましょうか? (勧誘)

(14) a. 演述型

猫が戻ってきた!

b. 情意表出型感情・感覚系 悲しいなあ!

事実確認的発話と行為遂行的発話の間には、いくつもの文法的特徴の違いが観察される。本稿で示した「だ」の使用可否も、そうした特徴の一つである。名詞述語文を行為遂行的発話として用いる場合には「だ」を使用することができず、「だ」を使用した場合には事実確認的発話として解釈されるようになる。「だ」に関わる別の現象としては、「だろう」の使用可否にも違いが認められる。事実確認的発話においては推量の「だろう」を使用することができるが、行為遂行的発話では基本的に使用することができない。次の例で「持って行くだろう」や「寝るだろう」は、意志や訴えの意味では解釈できない6。

(15) a. 演述型

猫が血まみれになって戻ってきただろう。

⁶ 訴え型でも、「先に寝てくれないだろうか」のような疑問形依頼の場合は「だろう」の使用が可能となる。このような事例の取り扱いについては未解決のままにしておく。

b. 情意表出型感情・感覚系 悲しいだろう。

c. 情意表出型意志系

#二階へ持って行くだろう。

d. 訴え型

先に寝るだろう。

行為遂行的発話においては、「だろう」を使用することはできないが、「よう」を使用することは可能である。しかしこの場合にも、事実確認的発話と行為遂行的発話で解釈に違いが生じる。事実確認的発話では「よう」は「だろう」と同様に推量の意味で解釈されるが、行為遂行的発話では申し出や勧誘など話し手の意志を表す意味で解釈される。

(16) a. 演述型

猫が血まみれになって家に戻ってこよう。(推量)

b. 情意表出型感情・感覚系 悲しかろう。(推量)

c. 情意表出型意志系

二階へ持っていきましょう。(申し出)

d. 訴え型

先に寝よう。(勧誘)

終助詞の「ね」も、事実確認的発話と行為遂行的発話で解釈が変わる要素の一つである。 本稿では、この解釈の違いを事実確認的発話と行為遂行的発話の区別を確認するテストと して用いた。事実確認的発話においては、「ね」は事実関係の真偽を聞き手に確認したり、 事実や感情に関する同意を求めたりするために用いられ、行為遂行的発話においては、発 話によって遂行される行為の承認を求めるために用いられる。

(17) a. 演述型

猫が血まみれになって家に戻ってきたね。(確認要求)

b. 情意表出型感情・感覚系 悲しいね。(同意要求)

c. 情意表出型意志系

二階へ持っていきますね。(承認要求)

d. 訴え型

先に寝ましょうね。(承認要求)

解釈の違いが生じる他の要素としては、「か」を挙げることができる。(13)で事実確認的発話と行為遂行的発話の両方で疑問型の文があり得ることを示したが、どちらの発語内行為であるかによって何を問うかに違いが生じる。事実確認的発話においては、「か」は事実関係の真偽を問うために用いられる。一方、行為遂行的発話においては、「か」は話し手の申し出や勧誘を聞き手が受け入れるか否かを問うために用いられる。ここまで取り上げた表現の生起可能性と解釈の違いを以下にまとめる。

【表3】発話の種類と文末表現

発話の種類	だ	だろう	う	ね	か
事実確認的	0	0	○推量	○確認・同意	○事実の真偽
行為遂行的	×	×	○意志	○承認	○行為の受け入れ

「だ」「だろう」は事実確認的発話でしか生起しない。「う」「ね」「か」は事実確認的発話と行為遂行的発話の両方で用いられるが、どちらのタイプの発話で用いられるかによって解釈に違いが生じる。さらに、これらの解釈の違いを相互に比較してみると、これらの表現を横断して観察される規則性が存在することが分かる。これらの表現は、事実確認的発話においては文が表す命題的事実に対して作用するが、行為遂行的発話においては文を発話することによって遂行される行為に対して作用する。事実確認的発話においては、「う」「ね」「か」は文の表す事実が話し手の推量であることを示したり、事実の確認や同意を求めたり、事実の真偽を問うために用いられる。行為遂行的発話においては、「う」「ね」「か」は行為を行う意志を示したり、行為の承認を求めたり、行為を聞き手が望むかを問うために用いられる。これらの事実は、事実確認的発話と行為遂行的発話の区別が、複数の文末表現を横断して体系的に二つの解釈を生み出していることを示している7。

5. 「だ」のモダリティ性

5.1 定形述語仮説

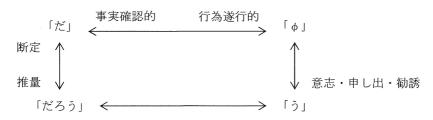
この節では、最初に「だ」が何らかのモダリティ的意味を担っているとすれば、それはどのようなモダリティ的意味であるのかということを検討し、問題とすべきは「断定」ではなく「事実確認的」というモダリティ的意味であることを示す。次に、実際にそのようなモダリティ的意味を「だ」が担っていると認められるかどうかを検討し、そのようなモダリティ的意味は「だ」によって表されているわけではなく、むしろ「だ」が用いられるための文脈的環境であることを主張する。わざわざこのような段階的な議論を行うのは、最初にどのようなモダリティ的意味を問題とするのかを明確にしなければ、そのような意味をある特定の言語要素が担っていると言えるのかどうかを議論することもできないからである。

まず、問題とすべきモダリティ的意味について。杉浦(1991)は、「だ」は断定の意味を持つと仮定している。しかし「だ」「だろう」「う」などの使い分けを見てみると、少なくとも"断定"の意味を持つという説明は適切ではない。「だ」が断定の意味を持つと考えると、なぜ「だ」が推量の「だろう」の中に含まれるのかが説明しがたい。「だ」と「だろう」が断定と推量で対立するというのは記述的には妥当な説明であるが、しかし対立しているのは「 ϕ 」と「う」の部分であって、「だ(だろ)」の部分が断定と推量の対立を担っているわけではない。

「だ」の担う意味的対立を推定するためには、むしろ本稿で分析したような「だ」の有無による意味の違い(「だ」と「ø」の対立や、「だろう」と「う」の対立)を考察すべき

⁷ ここでは基本的に、「う」「ね」「か」などの形式の二つの用法について、異なる機能を持った同形の二つの辞があるわけではなく、一つの辞が発話のタイプに応じて異なる作用を生じるという見方をしている。このような考え方の妥当性についてはより詳しく検討する必要があるが、少なくとも、理論的には一貫した立場を取るべきであろう。例えば、「う」には推量と意志という二つの種類のものがあるが、「か」は疑問という一つの種類のものだけがある(ただし何に対する疑問かはいろいろ変わる)というような扱いは、辞書記述としての妥当性はともかくとして、理論的に一貫した捉え方であるとは言えない。

である。本稿では、「だ」の有無が事実確認的発話と行為遂行的発話の対立と対応していることを示した。「だ」が何らかのモダリティ的意味を持つのだとすれば、「断定」ではなく「事実確認的」8という意味を担っていると考える方がより適切である。



【図1】「だ」「だろう」「φ」「う」のマトリックス

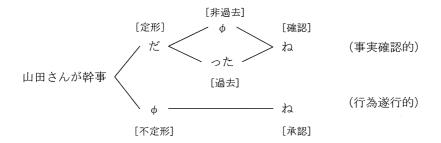
次に、そのようなモダリティ的意味を「だ」が担っていると言えるのかについて。「だ」が事実確認的発話にしか生起しないということは、ただちに「だ」が「事実確認的」というモダリティ的意味を持っているということを意味するものではない。例えば過去の「た」も事実確認的発話にしか生起しないと考えられるが、これは行為遂行的発話が時制という文法範疇を欠いているというだけのことであって、「た」が「事実確認的」というモダリティ的意味を持っているわけではない。

- (18) a. 先に食べよう。(?事実確認的/行為遂行的)
 - b. 先に食べたろう。(事実確認的/*行為遂行的)

同じように、「だ」も何らかの理由によって事実確認的発話にしか生起しないが、「だ」自体が「事実確認的」というモダリティ的意味を表しているわけではない、という可能性が考えられる。実際のところ、(18a)は「だ」を伴っていないにもかかわらず事実確認的な読み(=「先に食べるであろう」)が可能であり、(18b)にいたっては事実確認的な読みのみが可能である。すなわち、「だ」を含む文は必ず事実確認的な読みになるが、事実確認的な文が必ず「だ」を含まなければならないわけではない。(18a)のような時制や「だ」を伴わない文が事実確認的に解釈されるか行為遂行的に解釈されるかは、基本的には随意的である。これは「だ」が文に「事実確認的」という意味を付加しているわけではないことを示唆している。

そこで、ここでは、「だ」は定形のみを持つ述語であり、不定形を持たない(あるいは、 不定形の形態はφである)という仮説を提案したいと思う。

⁸ 伝統的な用語としては、「陳述」や「判断」のような用語がこれに近いものと考えられる。これらの用語は事実の叙述や伝達を表すが、断定・推量の区別や肯否の区別を問題としない。



【図2】 定形述語仮説

この仮説は、事実確認的発話は時制や真偽判断を伴う事実に言及するので定形節が用いられるべきだが、行為遂行的発話は時制や真偽判断を伴うような事実に言及するわけではないので不定形節が用いられるべきであるという意味論的な予測に基づいたものである%、「だ」を非過去の形態と見なす点では、田川(2010)の分析に近い。田川(2010)は「だ」を次のように分析している。

(19)
$$v + b3 + [-past] + [+assertive] \rightarrow v$$

図 2 では、便宜的に「だ」の後ろに ϕ 要素の存在を仮定して非過去の素性を割り当てているのに対して、田川(2010)の分析では[-past]などの要素も含めて「だ」という形態を割り当てているが、これは理論的に重要な相違ではない (田川(2010)の分析が分散形態論の枠組みに基づくものであるのに対して、本稿は記述的分析に留まるという違いに過ぎない)。より重要な相違は、田川(2010)が「だ」という形態に[+assertive]という素性を割り当てているのに対して、本稿では「だ」自体にその類の素性(ここでは[+constative]としておく)を割り当てる必要はないと考えている点である。田川(2010)は(16)のような仮説を立てる一方で、"assertion"は意味論的には発話行為 $(speech\ act)$ であり、最近の研究では発話行為に関する機能範疇は構造上一番上位に仮定されることが多いため、 $(speech\ act)$ であり、表近の研究では発話行為に関する機能範疇は構造上一番上位に仮定されることが多いため、 $(speech\ act)$ であり、表近の研究では発話行為に関する機能範疇は構造上一番上位に仮定されることが多いため、 $(speech\ act)$ であり、表近の研究では発話行為に関する機能範疇は構造上一番上位に仮定されることが多いため、 $(speech\ act)$ であり、表近の研究では発話行為に関する機能範疇は構造上一番上位に仮定されることが多いため、 $(speech\ act)$ のすぐ上にある機能範疇にこのような要素が存在すると仮定する点には疑問が残るという点も指摘している。

本稿は厳密な統語・形態論的分析を提示するものではないが、事実確認的発話にのみ定形述語が生起するという仮定は、構造上上位の要素が[+constative]のような素性を持っている場合にのみ下位の位置に[+past]ないし[-past]の要素が生起するということを意味する。この場合、下位に[-past]の要素が生起しているならば、前提として、その文は必ず[+constative]であるということになる。従って、「だ」には[-past]の素性だけ割り当てておけば十分であり、その文が[+constative]であることは自動的に導き出される。

⁹ 行為遂行的発話で不定形動詞が用いられる場合があることは、英語の命令文などでも観察することができる。E.g. "Be quiet."

「だ」を定形非過去の形態と見なした場合、次のような文の扱いが問題となる。これらの文は「だった」が生起可能なことから定形節であると考えられるが、「だ」が生起することができない。

(20) a. 太郎が 犯人 (*だ)/だった みたいだ/かもしれない/らしい。

b. 太郎が 当番 (*だ)/だった かしら/かな/さ。

田川(2010)

田川(2010)は、「だ」が[+assertive]の素性を持っていると仮定すれば、この素性と衝突するという理由で「みたいだ」「かもしれない」「らしい」「かしら」「かな」などの共起制限を説明することが可能であると述べている。しかし、「みたい」「らしい」「か」などの要素はもともと名詞を前接させることができる(つまり、これらの要素は名詞句または定形節を前接させる)ので、特に過去形にしなければならない場合などでなければ、そもそも名詞に「だ」を付加して述語化する必要がない。また、これらの要素に前接する述語が終止形ではなく連体形であると仮定すると10、そもそも終止形の「だ」は生起し得ない11。

以上の考察から、「だ」は事実確認的発話の文にしか生起し得ないが、これは「だ」が定形非過去の述語であることの帰結であって、少なくとも本稿で扱ったような事例に関する限り、「だ」自体が「事実確認的」のようなモダリティ的意味を持っていると考える必然性はないと結論する。

5.2 「だ」の文法化について

前節では、「だ」は事実確認的発話の文にしか生起しないが、「だ」自体が「事実確認的」というモダリティ的意味を持っているわけではないと述べた。しかしこの考察は、基本的には本稿で扱ったような「だ」の事例の範囲に限る。すなわち、本稿の考察は「だ」の全ての用法についてモダリティ的意味を仮定する必要が無いということを主張するものではなく、また「だ」がモダリティ的意味を持った機能範疇として文法化しつつある可能性を

¹⁰ 一般的な古語辞典(『旺文社古語辞典第八版』)の解説によると、古典語では、終助詞の「か」は述語の終止形ではなく連体形を前接させる(e.g.「静けくも岸には波は寄せけるか」)。「らし」はラ変以外の動詞、助動詞の終止形(e.g.「雄神河紅匂ふ少女らし葦附き採ると瀬に立たすらし」)か、その他の活用語の連体形(「春過ぎて夏きたるらし」)に接続する。なお、述語の連体形に「らし」が後接する場合は、連体形語尾の「る」が脱落する場合が多い(e.g.「夕されば小倉の山に鳴く鹿はこよひは鳴かずい寝にけらしも」;「ける」→「け」)。

¹¹ 意味的素性の衝突から「だ」の共起制限を説明する他の研究としては奈良原(2007)がある。奈良原(2007)は「だ」が「か」「らしい」「みたい」「に違いない」「かもしれない」などに前接しないことについて、「だ」は「反無知」素性を持っており、話し手が命題の真偽について無知である場合には使用不可能であると説明している。この性質は、「だ」は「である」が崩れたものであり、肯定助動詞 ar を含むことの帰結であるとする。しかしこの考え方では、「*だか」は言えないが「であるか」が言えることの説明ができない。本稿の考え方では、「だ」は終止形なので「か」に前接しないが、「である」は連体形なので前接することができると説明することができる。コピュラの連体形とされる「の」を用いて「太郎が犯人のか」などと言えないのはなぜかという問題が残るが、ここでは「の」は一般的な活用語連体形と全く同等の機能を持っているわけではなく、何らかの理由で「か」に前接することができないのだと考える。言えるはずの表現が言えないことは、言えないはずの表現が言えることと違って、致命的な反証にはならない。

否定するものでもない。

検討する言語現象の範囲を広げてみると、本稿の主張に反して、「だ」のモダリティ的な 文法化の可能性を示唆する直接的、間接的根拠をいくつか挙げることができる。直接的な 根拠としては、統語的、形態的な観点から見て、明らかに通常のコピュラの「だ」からは 逸脱しているように見える「だ」が存在する。例えば、「だろう」は「だ」と違って動詞や 形容詞に後接する用法があり(e.g.「*悲しいだ」「悲しいだろう」)、少なくとも「だろう」 に含まれる「だ」については、単なるコピュラの「だ」として分析することはできない。

意味的に見ると、本稿で示してきたように、「だろう」が事実確認的というモダリティ的 意味を担う要素であるとまでは言うことができない。「だ」を伴わない「う」も、行為遂行 的発話(意志)だけでなく、事実確認的発話(推量)で使用することが可能であるからで ある。しかし現代語では、ある程度「う」と「だろう」の機能分化が進んでおり、推量の 意味を表す場合には「悲しかろう」よりも「悲しいだろう」が好まれる傾向があるように 思われる。

また間接的な根拠としては、「だ」が事実確認的発話にしか生起しないということは、理論上は「だ」自体が事実確認的という意味を持っているのではないにしても、実質的には「だ」が事実確認的発話を表示するマーカーとして機能しているに等しい。このような環境に生起する要素が、語彙的に事実確認的という意味を持つ要素として文法化することは十分に考えられる。

筆者の考えでは、「だ」の機能は、少なくとも中心的な事例に関する限り、基本的には命題の文法の範囲で扱うことができる。すなわち「だ」の基本的な機能の説明に、モダリティ論的な概念を持ち込む必要は無い。一方で、命題とモダリティの間には一定の相関関係が存在しており、本稿で示した分析(定形述語仮説)は、「だ」がなぜ事実確認的発話でしか用いられないのかという問題について、命題とモダリティの相関の観点から適切な説明を与えることができる。しかしながら、本稿の議論の範囲を越えて、「だ」にモダリティ性を認めざるを得ない場合があり得ることを、本稿の議論は否定するものではない。そのような事例の分析については、今後の課題としたい12。

¹² 劉(in preparation)は、モダリティ性の有無の観点から、「だ」の機能を命題表示機能とモダリティ機能に分類し、さらに命題表示機能を命題構成機能と命題代用機能に、モダリティ機能を命題断定機能と態度断定機能に下位分類する。また、これらの諸機能は「事実や事態がその通りであると述べる」という本質的意味を共有するとしている。本稿では、「だ」は定形述語であり、モダリティ的意味は持たないと述べたが、これは「(時制や真偽を伴う) 事実や事態」を表すのが「だ」の機能であって、「その通りであると述べる」の部分は「だ」の意味には含まれない、ということに相当する。しかしながら、劉(in preparation)が態度断定機能と呼ぶ用法 (e.g. 「わかってますよ~だ」)の「だ」については、終助詞「よ」の後に現れる点などを見ても、明らかに伝達・態度のモダリティのレベルで機能しているように思われ、本稿の分析では捉えることができない。本稿は、態度断定機能のような用法は「だ」が文法化し、モダリティ性を獲得したものの一種と考えるが、モダリティ性を持つ「だ」と持たない「だ」の区別については、なお課題として残る。

6. まとめ

本稿は、「山田さんが幹事だね」と「山田さんが幹事ね」の意味の違いから出発し、杉浦 (1991)のウナギ文に関する議論を援用しつつ、「だ」は事実確認的発話には生起するが行為 遂行的発話には生起しないことを示した。また、益岡(1991)の表現類型を事実確認的発話と 行為遂行的発話の区別に基づき再分類し、両者の区別が「だ」のみならず「だろう」の生起可能性にも影響することや、さらに「う」「ね」「か」などの解釈にも影響を及ぼすことを示した。事実確認的発話においては「う」「ね」「か」はそれぞれ事実に対する推量、確認・同意要求、質問の意味で用いられ、行為遂行的発話では「う」「ね」「か」はそれぞれ行為についての意志、承認要求、相手の意志確認の意味で用いられる。本稿ではまた「だ」がモダリティ的意味を持つか否かという問題を検討し、「だ」は事実確認的発話にしか生起しないものの、「だ」自体が[+constative]のようなモダリティ的意味を持っているわけではないと分析し、代わりに「だ」は定形非過去の述語であるため事実確認的発話にしか生起しないのだという仮説を提示した。しかしながら、最後の節で示したように「だ」は文法化によって本来持っていなかった意味機能を獲得している(しつつある)可能性も考えられ、この点についてはさらに分析を進める必要がある。

【参考文献】

天野みどり(1998)「「前提・焦点」構造からみた「は」と「が」の機能」『日本語科学』3, pp.67-85. 宇佐美まゆみ(1997)「「ね」のコミュニケーション機能とディスコース・ポライトネス」 現代日本語研究会(編) 『女性のことば・職場編』 ひつじ書房.

奥津敬一郎(1978)『「ボクハウナギダ」の文法一ダとノ一』くろしお出版.

新屋映子(1994)「意味構造から見た平叙文分類の試み」『日本語学科年報』15, pp.1-15. 東京外国語大学外国語学部日本語学科.

杉浦滋子(1991)「「だ」の意味―「うなぎ文」をめぐって」『東京大学言語学論集』12, pp.81-95. 砂川有里子(2005)『文法と談話の接点―日本語の談話における主題展開機能の研究』くろしお出版.

- 田川拓海(2006)「推量形式の統語論的分析—「だろう」と「まい」の非対称性」『言語学論叢』 25, pp.19-40. 筑波大学一般・応用言語学研究室.
- 田川拓海(2010)「日本語のコピュラの統語的分布」(2010年1月,『次世代の東アジア学生知的 交流国際会議』(筑波大学)).

滝浦真人(2008) 『ポライトネス入門』研究社.

- 田野村忠温(1990)「文における判断をめぐって」『アジアの諸言語と一般言語学』三省堂, pp.785-795.
- 奈良原富子(2007)「日本語コピュラ形「だ」の形態分析」久野暲、牧野成一、スーザン・G・ストラウス(編)『言語学の諸相一赤塚紀子教授記念論文集』くろしお出版, pp.189·198. 西山佑司(2003)『日本語名詞句の意味論と語用論』ひつじ書房.

益岡隆志(1991)『モダリティの文法』くろしお出版.

三上章(1953)『現代語法序説』刀江書院.

大和啓子(2009)「終助詞「ね」に関する一考察―「お願いね」と頼めて「お願いですね」と頼めないのはなぜか―」(2009年2月、筑波大学応用言語学領域月例会).

劉雅静(in preparation)「「ダ」の談話機能に関する考察―「ダ」の機能間の関連性の解明を目指して―」.

Austin, J. L. (1962) How to Do Things with Words, Oxford University Press.

謝辞:本稿の執筆にあたり、貴重なコメントをいただいた査読者と杉本武先生、未公刊の研究の引用を許可してくださった田川拓海氏と大和啓子氏、および執筆中の論文の閲覧を許可してくださった劉雅静氏に、特に感謝いたします。